| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容  ※小文字記載は指摘事項の概要 | | 措置等の状況（見解・今後の対応の方向性） |
| --- | --- | --- |
| ２．未収金（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 | | |
| （4） 個々の未収金の検討の結果 | | |
| ②　補助金交付決定額の一部取消に伴う返還命令金について  【福祉部】 | 当該債権は、社会福祉法人Ａに対する補助金の不正受給の返還命令に伴うものである。当該不正受給は当時の理事長の独断による単独かつ悪質な不正であり、共謀者である施設工事の発注先業者である代表取締役は法人外部にあることから、新体制となった現状の法人に対する恩情的な心情は理解できる。しかしながら、あくまでも補助金の交付対象は当該社会福祉法人に対するものであり、不正受給の大阪府に対する返還責任は当該社会福祉法人にある。そこで、大阪府は府民の負担を増加させないためにも当該債権の債権者として債権の保全に向けた毅然とした対応が必要である。この点について、現状において以下の点について問題がある。  ＜参考＞  （イ）現状では、平成22年３月24日付大阪府知事宛「返済方法に関する文書」において、返済額は毎月一定額と決算時に「決算後１月以内に当期資金収支差額の50％を納付する。」と定められている。当該文書が大阪府と当該社会福祉法人との間で返済方法を定めた唯一のものであるが、平成24年度決算に係る納付がただちに行われていなかった（結果番号１）。 |  |
| 【福祉部】 | （ロ）現状は（イ）のとおり、決算時には「当期資金収支差額」の50％を納付するものとされているが、「当期資金収支差額」は社会福祉法人会計基準によれば他の会計区分や経理区分への繰入、積立金の積立て等法人の意思決定に基づく資金拠出や資金流出を行った残額である。つまり、当該「当期資金収支差額」はなんらかの積立を行う等法人の判断により恣意的に調整可能な金額である。  債権の保全の観点からは「当期資金収支差額」ではなく、他の会計区分や経理区分への繰入控除前の「経常活動資金収支差額」の一定割合にするなど、法人の恣意的な判断により返済額が調整されないような工夫し、より確実に債権の回収ができるように返済額を設定することが必要である（意見番号10）。  また、「当期資金収支差額」を前提として決算毎の返済額を確定する以上、「当期資金収支差額」の信頼性、つまり、当該社会福祉法人の財務諸表の信頼性が確保されていなければならない。　　当該社会福祉法人においては過去元理事長によって不正が行われた事実、大阪府が１億円超にものぼる多額の債権を有している点に鑑み、  より積極的に財務諸表の信頼性を担保するための取組みが必要であると考える（意見番号11）。 | 法人の判断により返済額が調整されることのないよう、今後の返済額の考え方について法人と協議を行っている。  また、財務諸表に関しては、法人指導を担当する地元市とも情報交換を行い財務状況を確認していく。  （意見番号10、11） |
| 【福祉部】 | （ハ）所属に対するヒアリングからは、現状では当該社会福祉法人の事業運営の安定性や継続性の確保が必要との認識から、当該法人が他に有する多額の債務（（独）福祉医療機構に対する借入金１億円強と個人からの借入金２億円）の返済を確実に行うことに配慮している等、監査人には、他の債務の状況を必要以上に配慮しているように感じた。所属も認識しているとおり、  他の債務と大阪府が有する債権との間に優劣関係はないのであるから、より積極的に回収交渉をすることが必要である（意見番号12）。 | 返済の考え方について、法人と協議を行っているところであり、引き続き返済額の見直しに向けて協議を行っていく。（意見番号12） |
| ①　将来負担として集計した額  【健康医療部】 | 以下の未収金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号14）。  　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 債権名 | 平成24年度末残高 | 内、将来負担として集計した額 | | 原爆被爆者手当金返納金 | 15,773 | 15,773 | | 合計 | 15,773 | 15,773 | | 消滅時効が完成した債権を不納欠損として整理した結果、回収の可能性がある債権は、平成29年12月31日現在4,606,575円となっている。  現在この債権について法的措置の実施や分割納付等により回収に取り組んでおり、今後も税政課債権特別回収・整理アドバイザーと協力しながら、債権回収に努めていく。（意見番号14） |
| ②　原爆被爆者手当金返納金について  【健康医療部】 | 原爆の被爆者が６千数百名府内におり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下、「原爆法」という。）上の定めに基づき毎月原爆被爆者手当金を給付している。原爆被爆者が死亡した場合、役所への届け出の他、原爆法上大阪府へ届けをする必要があるが、この手続きを行わない遺族が多く、一時的に過払いとなった時の返納金が当債権の内容である。  ＜参考＞  現在、新公会計制度に基づく報告上、債権回収整理計画上、また債権有高通知上、いずれも未収金として認識し報告している金額が債権として認識すべき金額とは異なっている。未収金の金額が7,000千円程度過少となっているため、適切に処理すべきである（結果番号２）。  当該債権はその多くで時効を迎えていること、また、相続人の支払意思がないものが殆どであることから、全額回収可能性があるとしている現状の判断は妥当ではない（意見番号15）。 | 消滅時効が完成した債権を不納欠損として整理した結果、回収の可能性がある債権は、平成29年12月31日現在4,606,575円となっている。  現在この債権について法的措置の実施や分割納付等により回収に取り組んでおり、今後も税政課債権特別回収・整理アドバイザーと協力しながら、債権回収に努めていく。（意見番号15） |
| ５．貸付金の検討並びにその検討結果 | | |
| （3）　個々の貸付金の検討の結果 | | |
| ②　災害援護資金市町村貸付金について  【政策企画部】 | 災害援護資金市町村貸付金は、阪神淡路大震災が発生した際、災害弔慰金の支給等に関する法律（以下、単に「法」という。）の規定に基づき災害援護資金の貸付けの財源として、豊中市に貸付けたもの。償還期間は据置期間を含め10年であるが、阪神淡路大震災の発生から20年弱が経過しようとしている中、いまだ５千９百万円もの未済額が残っている。この間に、既に２回償還期限の延長が行われており、現時点での返還期限は平成26年３月及び平成26年９月とされている。  当該貸付は市町村が事業者となって被災者等に貸付けるスキームであることから、貸付の直接の相手先は市町村である。当該貸付契約には市町村が法第13条第１項に定める免除を行った場合には、大阪府が当該市町村に対してその免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するという規定が定められている。免除の申請については、各市町村が債務者の資力と支払能力を確認し、大阪府に免除を申請するという流れとなっている。  所属へのヒアリングによれば、過去豊中市から２度免除の申請があり、免除の実績があり、本貸付については、豊中市が兵庫県に近接していることから被害が大きく、これにより貸付の件数が多いこと、また、被災者の高齢化により償還が思うように進んでいないとの説明を受けた。一方で、貸付先の豊中市からは返還の内諾を得ていることから、その全額が回収可能であると判断しているとのことである。しかしながら、過去２度返還期限を延長しており、次回の返還期限についても再々延長が検討されている事実や、平成24年度の財務諸表作成時点では書面での返還の合意が取られていない点を踏まえると、  ＜参考＞  当該債権については、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号50）。  また、当該貸付金の回収可能性の判断に当たっては、個々の債務者の状況について、貸付先である市町村に照会の上、資力等の現況や今後の免除予定等も踏まえて行うべきである（意見番号51）。 | 災害援護資金貸付金については、少額であっても個人債務者から償還が継続されていることから、府の貸付け相手先である豊中市に対する償還期限を延長し、平成32年３月又は９月が償還期限となっているが、これまで、既に４回の償還期限の延長を行っているため、次期期限以降の延長は認めないとの方針のもと、市による一括償還の検討を促した。  一方、他府県の状況をみると、神戸市はこれまでの償還免除の基準を拡大するよう内閣府と協議を進めていると聞いており、その動向を踏まえる必要がある。  以上のことから、豊中市には市による一括償還の検討と並行し、債務者等の資力や現況調査を実施し、債権整理を行うよう求めるとともに、内閣府と神戸市の協議を注視しながら今後の事務手続を進めてゆく。  ＜参考＞  災害援護資金貸付金については内閣府の内諾を得、平成26年３月４日付で大阪府と豊中市で３年間の履行期限の延長を締結したところ。  債権回収は豊中市が債権管理条例に則し、債務者について現地調査を含めた現況調査を行い、粘り強く納付交渉を継続している。仮に回収が不能の場合は、未済額について豊中市が償還する旨の文書を平成26年１月６日付で徴取している（意見番号50、51）。  償還免除については、平成27年４月22日付け内閣府政策統括官（防災担当）通知により、償還免除の扱いを拡大する通知があった。取扱いの詳細について、国と関係府県市の間で協議中である。（意見番号51） |
| ①　将来負担として集計した額  【福祉部】 | 以下の貸付金の一部については、回収できないあるいは回収が困難と認められる蓋然性が相当程度高いものもあることから、当該債権については回収可能性という意味での資産性は乏しく、回収可能と考えられる金額を基に評価すべきである（意見番号53）。  （単位：千円）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 債権名 | 債権総額 | 内、将来負担として集計した額 | | 大阪府高齢者住宅整備資金貸付金 | 37,993 | 71 | | 大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金 | 17,434 | 17,434 | | 大阪府介護福祉士等修学  資金貸付金 | 103,609 | 103,609 | | 大阪府身体障がい者更生  資金特別貸付金 | 48,009 | 48,009 | | 合計 | 207,045 | 169,123 | | 「大阪府高齢者住宅整備資金貸付金」については、時効を迎えた債権（整理対象債権）は、評価性引当金に計上している。  また、時効を迎えていない債権（回収対象債権）は、過去の不納欠損の状況から、評価性引当金を計上している。  「大阪府理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金」については、一般債権に不納欠損・貸倒実績率を乗じて得た額を貸倒引当金として計上している。  「大阪府介護福祉士等修学資金貸付金」については、交渉が難航している17名の債権額を貸倒懸念債権と位置付け、貸倒懸念債権の半分と、一般債権に不納欠損・貸倒実績率を乗じて得た額とを足した額を貸倒引当金として計上している。  「大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金」については、債務者の所在調査等を府社協に依頼し、追跡不可能な一部の案件を除いて、調査が完了した。今後はこれらの案件について、府と府社協が協同して調査を実施し、回収可能と考えられる金額を確定させる予定である（意見番号53）。 |
| ④　大阪府介護福祉士等修学資金貸付金について  【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府が管轄する所定の施設等に従事する介護福祉士等の充足を目的として、将来当該施設等にて勤務しようとする者に対して、介護等の業務に一定期間（原則７年間）以上従事すれば返済を免除するという条件で、修学資金を貸与するものである。平成５年度に制度が創設され、平成20年度をもって新規の貸付けは終了しているため、現在は債権の管理だけ行われている。  当該債権について、検討したところ、介護等の業務に従事していることを毎年度確認しているが、債務者の一部から回答がなく、所属において現況の把握ができていないものがあるため、  当該所属が行った当該債権の回収可能性の判断については、疑義が残る（意見番号58）。  全ての債務者について個別に、免除すべき事由若しくは返還を求めるべき事由に該当しているかどうかの把握を行うべきところ、一部に漏れがあるため、返還を求めるべき事案に係る収入の調定ができていないものがある可能性がある（意見番号59）。 | ＜参考＞  債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を毎年度実施しているが、当該調査に回答しない者及び所在が不明な者が平成26年度当初19名いた。この19名の貸付総額を貸倒懸念債権として位置づけ、その半分について貸倒引当金を計上した（意見番号58）。【過去に措置済み】  債務者に対して、介護等の業務に従事していることを確認するための現況調査を平成29年度も実施しているが、現時点で当該調査に回答しない者が６名いる。これらの者に対して、現在、連帯保証人宛に通知文書を送付するとともに債務者及び連帯保証人の自宅訪問を行い、債務者個々の状況把握に努めている。  （意見番号59） |
| ⑤　大阪府母子福祉小口資金貸付金について  【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府における母子家庭並びに寡婦に対して必要な貸付けを行うために、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会に対して貸し付けられたものである。昭和52年から制度が開始し、昭和63年に至るまで複数回貸付けが行われている。昭和63年８月４日の大阪府母子福祉小口資金貸付契約書において、同連合会が大阪府に対して貸付金総額として35,500千円の債務を負っていることを双方で確認し、これまで残高の変動なく現在に至っている。返済期限や貸付金の返還方法は具体的に明示されておらず、同契約書によれば、契約の期限は事業の廃止までの日とされ、事業を廃止した場合には資金の返還について両者の協議のうえ行うものとされている。  同契約書第４条第１項の規定に従い、同連合会は毎年の貸付けの状況を大阪府に報告していることから当該報告の内容を検討したところ、平成23年度末から平成24年度末にかけて新たに同連合会から地区母子会への貸付けは行われておらず、同連合会に19,021千円ほどの資金が留保されていた。  所属は、本事業において平成24年度末現在19,021千円ほどの資金が同連合会内部において留保される現状でもなお、同連合会に対して35,500千円の貸付けを継続する必要性を改めて検討すべきであると考える（意見番号60）。 | 平成27年度に（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会において、全ての母子会に対し、既存の貸付残高（債権）の回収状況及び回収見込み、今後の新規貸付ニーズ、不良債権化した場合のリスク負担等を個別に聞き取り調査をし、平成28年度に取りまとめを行ったところ、貸付資金については平成28年度末現在、同連合会が26,463千円留保しており、債権については、9,037千円という状況となっている。  今後、債権9,037千円への対応を検討しながら、貸付けの継続について検討を行う。  （意見番号60） |
| ⑥　大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金について  【福祉部】 | 当該貸付金は、大阪府下における身体障がい者の自立の促進と生活の安定を図ることを目的として、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（以下、「大阪府社協」という。）が行う貸付事業に必要な資金を貸し付けたもの。  昭和47年に制度が開始してから、総額で250,500千円の貸付けが無利息で行われているが、平成24年度末でなお48,009千円の貸付金の残高がある。本制度は昭和61年に終了している。  事業の実施主体は大阪府社協であるため、大阪府社協から借主に貸付けされ、借主からの返済額をもって大阪府に償還される。  （イ）回収可能性の判断について  過去５年間の当該貸付金の残高の推移は次のとおりである。  （単位：千円）   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 回次 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | | 残高 | 48,729 | 48,534 | 48,180 | 48,111 | 48,009 |   上記のとおり、過去５年間で償還を受けた額は１百万円にもみたない状況である。所属へのヒアリングによれば、制度開始後既に40年以上経過しようとしている状況で、債務者も相当高齢化が進んでいるとのことであり、今後当該債権の回収整理に向け検討を進めているとのことであったが、現状当該債権は全額回収可能であると判断されている。しかしながら、大阪府社協から借主への貸付けの条件は、貸付け後１年間の措置期間を置き、その後８年以内に償還するというものであることから、客観的にみても今後の回収は相当難しいものと考えられる。これらの状況を受け、  当該債権については、少なくとも、全額回収可能であるとは判断しがたく、より慎重にその回収可能性を判断すべきであったと考える（意見番号61）。  （ロ）大阪府社協に対する調査や報告の必要性について  大阪府社協と締結されている大阪府身体障がい者更生資金特別貸付金貸付契約書第４条第２項には、本貸付けについて必要な調査をし、報告を求め必要な指示をすることができると規定されているものの、少なくとも本監査の対象年度である平成24年度中の記録からは過去に大阪府社協に調査等が行われた実績はなかった。この点について、所属へのヒアリングによれば、平成25年度からは債権の回収に向け、大阪府社協と連携を進めながら、まず債務者の現況を精査し、債務者の現状を正確に網羅的に把握するための取組みをしているとのことであった。本債権について、将来に府民の負担が生ずる結果とならないように、  過去に大阪府社協の債権管理や債権回収に係る事務について所属が更に掘り下げた調査をし、報告を求めることも必要であったと考える（意見番号62）。  （ハ）貸付金と未収金の勘定科目の使い分けについて  大阪府の決算上、貸付金については、返済期限を迎え歳入の調定を行ったもののうちその収入が未済となったものが未収金として認識される。  しかしながら、そもそも本貸付金について、大阪府社協から借主への貸付期間は、最大でも９年であることから実質的に大阪府社協との間の返済期限は到来しているものと考えるのが適切である。現状は債務者が大阪府社協に貸付金を返済して大阪府に報告のあった時点で調定を実施しているが、大阪府社協が債務者に対する貸付金を全額未収入金として取り扱っている状況は、大阪府にとっても実質的には返済期限が到来し、収入の未収が発生している状況と考えるべきである。そこで、現状貸付金として認識されている48,009千円については、本来、過去に収入の調定を実施すべきものであったと考えられる。そこで、  改めて既存の取扱いの是非について検討されたい（意見番号63）。 | 当該貸付金については償還期限を  大幅に経過しており、かつ、貸付対象者は身体障がい者であり、事業を営むに必要な資金の融資を他から受けることが困難であることから、意見のとおり、回収が難しいケースが多いと認識している。  （意見番号61）  平成25年度より府社協と債権管理等についての打ち合わせを実施しており、平成26年度は債務者の居所確認を行うように府社協に依頼し、平成27年度においても再度の所在確認及び催告書の送付を府社協に依頼した。  平成28年度に府社協が追跡可能な範囲内での所在確認及び催告書の送付が終了したものの、債務者死亡等により、府社協では調査不可能な案件が複数件残っている。今後は現在分納中の案件について報告を受けるとともに、府と府社協が協同で債務者の所在調査を実施し、新たに判明した案件について府社協において債権回収を行う予定である。（意見番号62）  現在も府社協より貸付金の返済がなされているものの、未だ未収金が残っていることから、今後の処理方針について大阪府社協と調整を行っているところである。（意見番号63）。 |
| ⑦　大阪府社会福祉事業振興対策貸付金について  【福祉部】 | 本貸付金は、大阪府下における民間社会福祉施設の事業の振興に資するため、必要な資金を貸し付け、社会福祉事業の振興を図ることを目的として、大阪府が（社福）大阪府社会福祉協議会に対して貸し付けたものである。直接の貸付先は（社福）大阪府社会福祉協議会であるが、同協議会は大阪府の承認を経て設けられた規程に基づき、大阪府からの借入れを原資にさらに大阪府下の社会福祉法人に貸付けされている。  平成24年度末現在、大阪府社会福祉事業振興対策貸付金として同協議会に対する貸付金の残高総額989,718千円のうち、同協議会から社会福祉法人には約686,383千円が貸付けられており、大阪府の貸付金の約３割に相当する約303,335千円が同協議会の内部に留保されている状況。  本事業において平成24年度末現在で約303,335千円の多額の資金が（社福）大阪府社会福祉協議会に留保されている。所属は、現状の貸付けのニーズを十分に踏まえ、留保額の大阪府への繰上げ償還の検討を進めるべきである（意見番号64）。 | 府社協と協議を行った結果、本貸付は平成22年度以降、新規の貸付実績がないという状況を踏まえ、平成33年度末に償還予定の202,000千円を平成25年度末に繰上げ償還させた。  また、府社協と再度協議を行った結果、平成29年度以降は以下のとおり償還を行うことで合意を得た。なお、今年度中に協議内容について、変更契約を行う予定である。（意見番号64）  平成29年度　　　245,395千円  平成30年度　 　　45,395千円  平成31年度　 　　45,395千円  平成32年度　 　　46,095千円  平成33年度以降　貸付先である法人から府社協が返還を受けた額（年度末時点の元金の合計） |
| ７．固定資産（貸付金を除く）の検討並びにその検討結果 | | |
| （2） 検討の結果 | | |
| ②　処分費用見込額の見積りに当たっての指導について【財務部】 | 大阪府の減損処理取扱要領によれば、減損の認識に用いられる正味売却価額は「資産の時価から処分費用見込額を控除して算出される価額」（要領第２条（４））、処分費用見込額は「類似の資産に関する過去の実績や処分を行う業者からの情報を参考に見積るもの」（要領第２条（６））とされている。  平成24年度の減損会計の全適用事例を検討したところ、その全てにおいて処分費用見込額は見積困難とされており、いずれのケースにおいても処分費用見込額は見積もられていなかった。  財産活用課は、減損処理取扱要領に「処分費用見込額」が定義付けられた趣旨を十分斟酌し、今後各部局等が処分費用見込額を適切に見積もることができるよう、指導することが望まれる（意見番号78）。 | 処分費用見込額については、一律に見積もることはできないため、各部局等が、減損の認識の際に、個別の財産ごとに類似の資産に関する過去の実績の有無を確認するなど、減損処理取扱要領に基づき適切に見積もることができるように、必要に応じて助言や指導を行う。（意見番号78）。 |